

飲食店営業の皆様へ…

次の場合は 風営法の規制を受けます。

特に、深夜飲食店、午後10時以降も酒類を提供する
営業をされる方はご注意下さい。

愛知県警察本部愛知県
愛知県 警察署



あなたのお店は
風俗営業ですか？
特定遊興飲食店営業ですか？
(右表をご覧下さい)

（右表の①に該当しない）

閉店時間は？

深夜〇時 以降に閉店

※ 午前6時前に開店する場合や24時間
営業も含まれます。

午後10時後～

深夜〇時前の間に閉店

午後10時以前に必ず閉店する。

接待	客の近くでお酌をしたり、談笑の相手をする。 ^{*1}
	客に歌を勧め、拍手したりデュエットしたりする。
	客の相手となってダンスなどをする。
②	10ルクス以下 ^{*2} の低照度で営業する。
	他から見通すことが困難な5m以下の客席がある。
接待	ゲーム機を置いている。 ^{*3}
	深夜（午前0時から午前6時まで）において営業する。
	客に遊興させる。
接待	客に酒類を提供して飲食させる。

一つでも
イエスがある

全て
イエスである

あなたのお店は風俗営業に該当しています。
風俗営業の許可がない場合、
許可取得の必要がありますので、お近くの
警察署生活安全課でご相談下さい。
(無許可営業は、2年以下の懲役、200万円以下の罰金)

あなたのお店は特定遊興飲食店営業に
該当しています。
特定遊興飲食店営業は許可が必要で、
原則、指定地域のみの営業のため、お近くの
警察署生活安全課でご相談下さい。
(無許可営業は、2年以下の懲役、200万円以下の罰金)

		規制内容	
お客様に酒類を提供する。	メニューは さかな 肴やつまみ類が主	◎の事項を守って下さい。	◎ 住宅地 ^{*4} での営業は禁止されています。
お客様に酒類を提供する。	メニューは 主食類(米類、麺類等)が主	○の事項を守って下さい。	◎ 公安委員会に届出をしなければいけません。
お客様に酒類を提供しない。	いわゆる喫茶店営業 ^{*13}	○と△の事項を守って下さい。	◎ 営業所の構造設備を定められた基準 ^{*5} に維持しなければなりません。 ○ 深夜、低照度 ^{*6} で営業してはいけません。 △ 深夜、騒音や振動 ^{*7} をたててはいけません。
お客様に酒類を提供する。	メニューは さかな 肴やつまみ類が主	●の事項を守って下さい。	○ 深夜において、客引きをしてはいけません。
お客様に酒類を提供する。	メニューは 主食類(米類、麺類等)が主	△の事項を守って下さい。	○ 深夜10時以降 ^{*8} 、年少者 ^{*9} を ● 客に接する業務に従事させてはいけません ○ 営業所に客として立ち入らせてはいけません ● *10。 ● *11。
右の規制内容には該当しません。 法に触れないよう適正営業に努めて下さい。		● ○ ◎	● 従業者名簿を備え付けなければいけません。
		● ○ ◎	● 接客従業者を雇う時は就労資格を確認し、 ● 確認した書類 ^{*12} の写しを保存しなければなりません。
		● ○ ◎	● 接客従業者に対し拘束的行為をしてはいけません。 (前借金をさせたり、旅券を預かったり等)

*1:お酌の後、速やかにその場を立ち去る場合等は除かれます。 *2:客席において計測した照度。 *3:対象となるゲーム機などについて別途規定があります。 *4:都市計画法による各住居専用地域、第一種及び第二種住居地域。 *5:客室の床面積を9.5m²以上とすること、客室内に見通しを妨げる設備を設けない等、詳しくは規則第99条をご覧下さい。 *6:テーブル上面で測定した照度を20ルクス以下としないこと。 *7:騒音は用途地域別に定められており40~50デシベル以下、振動は55デシベル以下とすること。 *8:午前6時まで *9:「年少者」とは18歳未満の者を指します。 *10:規則第102条で定める営業を除く。 *11:保護者同伴の場合を除く。 *12:住民票記載事項証明書(本籍地都道府県名及び生年月日が記載されているものに限る。)、旅券、在留カードなど。外国人や未成年者にかかわらず全ての接客従業者に必要です。 *13:営業の常態としてコーヒー、ケーキその他の茶菓類を提供して営むもの(風営法とは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を、規則とは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則」をいいます。この資料は平成28年3月23日現在の規制です。)

特定遊興飲食店営業の許可を受ける方へ

愛知県警察本部保安課
愛知県 警察署



特定遊興飲食店営業は、風俗営業と同様に、場所・構造設備の制限があります。

営業所設置許容地域

例外として「ホテル又は旅館営業」があります。^{*2}

千種区	今池	一丁目	6~17・28~30番
		三丁目	4番
		四丁目	7・9~11番
		五丁目	1~3・8~13・18~27番
	内山	三丁目	31~33番
中区	栄	三丁目	1~4・8~14・19~21番
		四丁目	2~18・20・21番
		五丁目	1・3~7番
	錦	三丁目	1~4・6~24番
	新栄	一丁目	1~6・9~14・25~27番
	新栄町	三丁目	全域
	東桜	二丁目	18・19・21~23番
東区	東桜	二丁目	18・20~23番
	東新町		全域

次の距離規制を受けます。

保全対象施設から30mの範囲内は営業できません。

児童福祉施設 ^{*3}	病院 ^{*4}	有床診療所 ^{*4}	特別養護老人ホーム ^{*5}	介護老人保健施設 ^{*6}
-------------------------	---------------------	------------------------	----------------------------	---------------------------

特定遊興飲食店営業とは、深夜(午前0時から午前6時までの時間^{*1})においてナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に酒類を提供して飲食をさせる営業です。

「遊興させる」とは?

営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせることをいいます。

不特定の客に見せ・聴かせる行為

- ショー、ダンス、演芸その他の興行等を見せる
- 歌手がその場で歌う歌、バンドの生演奏等を聴かせる等

不特定の客に参加させる行為

- ダンスをさせる場所を設け、音楽や照明等の演出等を行い、ダンスをさせる
- のど自慢大会等の遊戲、ゲーム、競技等に参加させる等

「酒類を提供する」とは?

酒類を飲用に適する状態に置くことをいい、営業者がこれを客に販売したり、贈与したりする場合に限らず、客が持参し、又はボトルキープの対象となっている酒類につき、燶をしたり、グラス等の器具、氷、水割り用の水等を提供したりする行為などをいいます。

* 1 愛知県では、午前5時から午前6時までの時間が営業禁止となっています。

* 2 旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の施設内に所在し、国家公安委員会規則で定める基準に適合するものは除外されます。

* 3 児童福祉法で定められるもので、深夜において児童を入所させ、又は入院させるもの

* 4 医療法で定められる病院又は患者を入院させるための施設を有する診療所

* 5 老人福祉法で定められる特別養護老人ホーム

* 6 介護保険法で定められる介護老人保健施設

○ 建築基準法及び消防法による規制がありますのでご注意下さい。

○ そのほか、客室の床面積を33m²以上とするなどの「営業所の構造・設備に関する基準」「営業者に関する基準」があります。

○ この資料は、平成28年3月23日現在のものです。改正にご注意下さい。